

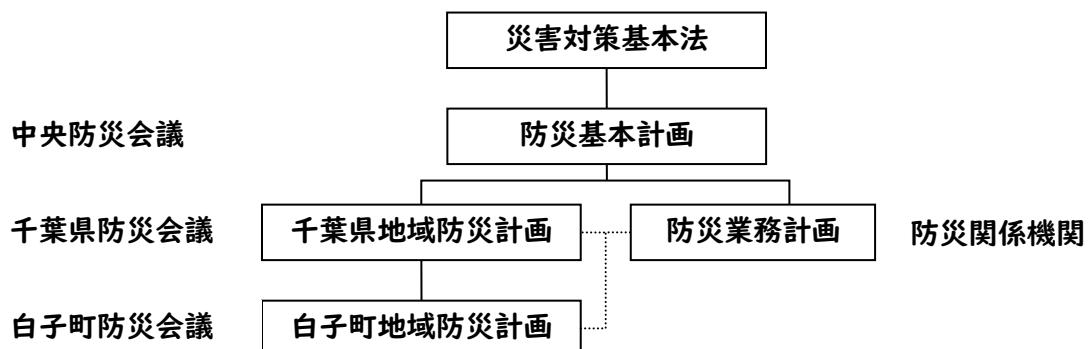
令和7年度 白子町地域防災計画（修正案）の概要

令和8年1月

第1 計画の位置付け

白子町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、白子町防災会議が作成する計画で、防災関係機関や公共的団体、その他の住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としている。

この計画は、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を有しつつ、地域の特性や災害環境にあわせた白子町独自の計画である。



第2 修正方針

現行の白子町地域防災計画は、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震及び関東・東北豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、平成30年3月に修正した。

その後に発生した令和元年の房総半島台風及び東日本台風などの大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針が修正され、今年6月には、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対策基本法の改正が行われた。

千葉県においても、千葉県地域防災計画、千葉県業務継続計画(地震・津波編)を修正するなど、防災力の強化を推進している。

本町においても、国土強靭化地域計画、業務継続計画、受援計画の作成、災害協定の拡充、津波・洪水ハザードマップの作成、津波避難施設の整備など地域防災力の充実を図ってきた。また、本町は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定され、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本町の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、白子町地域防災計画の修正を行った。

第3 修正概要

I. 計画の構成

白子町地域防災計画は、計画全体の基本事項を示す総則、災害種別の計画（地震・津波、風水害、大規模事故の3種類）及び資料の5つの編で構成している。

また、災害種別の計画（地震・津波、風水害、大規模事故）は、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の3つの局面を考慮して構成している。

今回、地震・津波編に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を追加し、大規模事故編に「大規模停電対策」を追加する。また、一般に馴染みのない防災用語の解説として「用語集」を資料編に追加した。

〈白子町地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概要
総 則 編	<ul style="list-style-type: none">▶ 計画の目的、防災関係機関の業務大綱、地域の災害環境などを記載
地 震 ・ 津 波 編	<ul style="list-style-type: none">▶ 総則では、地震被害想定、減災目標を記載▶ 災害予防計画では、地震や津波に強い地域づくり、社会づくり、住民等の防災行動力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載▶ 災害応急対策計画では、災害対策本部等の防災体制、災害防御活動、被災者支援策などを記載▶ 災害復旧計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載▶ 南海トラフ地震防災対策推進計画では、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を記載▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を追加し、後発地震注意情報への対応等を記載【新設】
風 水 害 編	<ul style="list-style-type: none">▶ 総則では、高潮浸水想定や南白亜川などの洪水浸水想定を記載▶ 災害予防計画では、治水対策、水防活動の備えなどを記載▶ 災害応急対策計画では、高潮、洪水時の水防活動、避難対策などを記載▶ 災害復旧計画では、生活再建支援施策、復旧・復興措置などを記載
大 規 模 事 故 編	<ul style="list-style-type: none">▶ 大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、道路災害、海上災害、放射性物質事故の予防計画、応急対策を記載▶ 大規模停電対策の予防計画と応急対策を追加【新設】
資 料 編	<ul style="list-style-type: none">▶ 防災関連の例規、防災関係機関の連絡先、防災関連施設（指定緊急避難場所、指定避難場所、緊急輸送道路、ヘリコプター臨時離着陸場など）、防災備蓄品、要配慮者利用施設、災害協定リストなどを記載▶ 防災用語を解説する用語集を追加【新設】

2. 主な修正事項

【p〇〇】は主な記載ページを示す。

(1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

① 避難情報の改善

【p89～91】

従来の避難勧告と避難指示が避難指示に一本化されたこと、また、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保」を発令すること、避難情報の発令時は避難対象地区に加えて避難対象者を明示することとなったことから、これらに対応した避難計画に修正した。

② 広域避難制度の導入

【p92】

避難指示等の発令時に町内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することが可能となったことから、広域避難の実施要領を追加した。

③ 個別避難計画の作成

【p45～46】

当町では、基本法、「白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例」及び「白子町避難行動要支援者名簿等に関する条例施行規則」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成してきた。一方、個々の避難行動要支援者を“誰が”“どのように”支援するかを明確にした個別避難計画については作成が進んでおらず、また、基本法の改正によって作成が努力義務となったことを踏まえ、個別避難計画の作成を推進することを明記する。

なお、災害が切迫し避難支援を特に必要とする場合は、避難行動要支援者名簿と同様に、同意がなくても個別避難計画情報を必要な限度で避難支援等関係者に提供することを明記する。

※避難支援等実施者とは、個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者をいう。

④ 緊急通行車両の標章・確認証明書の事前交付

【p112】

緊急通行車両の事前届出制度が廃止となり、災害発生前の確認手続きが可能となり、緊急通行車両の標章及び確認証明書が事前に交付されることになった。

これを踏まえ、町や関係機関が災害応急対策に使用する車両の事前確認手続きを進めることを明記した。

⑤ 備蓄状況の公表

【p51】

町長は物資の備蓄状況を毎年公表することになった。このため、国の通知に基づき、備蓄すべき品目、必要な備蓄量を明記した。

なお、当町では白子町備蓄計画（令和3年1月）を作成しており、東京湾北部地震の被害想定に対応する物資の備蓄を計画的に進めている。

イ 災害救助法の改正等に伴うもの

① 災害発生前の救助法の適用等

【p69】

避難所の設置については、災害発生前から必要に応じて災害救助法が適用されるようになったこと、町が災害ボランティアセンターの運営者にボランティア活動の調整を委託する場合の事務費の一部が救助法の対象経費となったことから、これらの対応要領を明記した。

② 被災住宅の応急修理制度の変更

【p125】

災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)”に拡充され、また、“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”と“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”に区分されたことから、これらの対応要領を明記した。

③ 福祉サービスの提供

【p100】

災害救助法による救助の種類に、「福祉サービスの提供」が追加されたことから、要配慮者の①情報把握、②相談、③避難生活の支援、④避難所への誘導、⑤臨時の福祉避難所設置について対応要領を明記した。

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

① 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定

【p159～163】

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されたことから、後発地震への注意を促す情報※が発表された場合の防災対応や平時の備え等を明記した。

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7以上 地震が発生し、大規模な地震が後発する可能性が高まった場合に気象庁が「北海道・三陸沖後発地震注意情報」として発表する。

(2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の修正

① 5段階の警戒レベルに応じた避難基準の設定

【p190～192】

住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせ、また、避難情報のガイドラインの修正を踏まえ、洪水等を対象とした高齢者等避難(レベル3)、避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令基準を修正する。

なお、令和8年度に防災気象情報の改善が予定され、5段階の警戒レベルとの対応も示されていることから、今回の修正において反映しておくものとする。

② 応急対策職員派遣制度の活用

【p74】

総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請することを明記する。

③ 安否不明者の公表

【p83】

生き埋め等の発生現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査をし、安否不明者の絞り込みを行うことを明記した。

※ 災害に巻き込まれ、救助が必要な人を「行方不明者」という。また、災害に巻き込まれたかは不明であるが、災害発生現場の居住者などで連絡がとれていない人を「安否不明者」という。

④ 令和6年能登半島地震の検証結果を踏ました修正

【p55、76】

▶ 円滑な支援のため、応援職員等の宿泊可能な施設や仮設可能なスペースを事前にリスト化

するよう努めることを明記した。

- ▶ 避難者の円滑な受入れのため、指定避難所のレイアウト等の利用計画の事前作成、家庭動物の受入れ方法等の事前周知、車中泊避難者の支援体制の整備に努めることを明記した。

イ 千葉県地域防災計画の修正や県の調査・指針の修正

① プロアクティブの原則の普及

【p58】

令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則※の普及等が導入されたことから、本町においてもプロアクティブの原則※を普及することを明記した。

※「疑わしいときは行動せよ」、「最悪の事態を想定して行動せよ」、「空振りは許されるが見逃しは許されない」危機管理の原理のこと

② 情報連絡員との連携

【p68】

大規模災害時には県が市町村へ情報連絡員を派遣する体制を確立したことを踏まえ、県の情報連絡と町との連携について明記した。

③ 救護本部の体制

【p102】

大規模災害時には県庁の災害医療本部、長生保健所の合同救護本部、町の救護本部が連携して医療救護活動を実施することになった。

このため、町の救護本部の体制、県災害医療本部や同救護本部との連携体制を明記した。

④ 広域防災拠点との連携

【p76】

「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大規模災害時には県が県立長生の森公園等に広域防災拠点を開設して救援活動を展開することを踏まえ、これらの拠点と連携して応援等の受入れを円滑に行うことを明記した。

⑤ 長周期地震動の初動

【p61】

長周期地震動階級3以上が観測された場合、千葉県は情報収集体制をとることから、当町においても情報収集体制をとることを明記した。

⑥ DWATの活用

【p100】

避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記した。

⑦ 浸水想定区域の追加

【p167～170、173～174】

南白亀川(内谷川含む)、一宮川(阿久川含む)、堀川の洪水浸水想定区域が修正、追加されたこと、また、高潮浸水想定区域が新たに指定されたことから、これらの浸水区域の特徴、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設※を追加した。

※要配慮者利用施設とは、要介護高齢者、障害者等の要配慮者が入所・通所する施設で、浸水想定区域にかかる施設の管理者等は、水防法に基づいて施設利用者の円滑な避難を確保するための計画(「避難確保計画」という。)の作成や避難訓練の作成が義務となる。

(3) 町の取組の反映

- ① 災害協定の拡充 【p71・87・97・100・111・118・119・131】
白子町社会福祉協議会との災害ボランティアとの調整事務に関する協定、県石油商業組合茂原支部との燃料供給等に関する協定など多数の団体・企業と災害協定を新たに締結したことを踏まえ、災害応急対策においてこれらの協定を活用することを追記した。
- ② 津波避難施設の整備 【p37】
津波避難施設として新たに整備した「なばき防災の丘」、「しらかた防災の丘」について、適切な維持管理及び周知を図ることを明記した。
- ③ 津波・洪水ハザードマップの作成 【p35・36・149・173】
想定最大規模の津波、洪水（南白亜川の氾濫等）による浸水区域に対応したハザードマップを作成したことを踏まえ、このマップを活用して津波、洪水に対する指定緊急避難場所や避難行動を普及することを明記した。
- ④ 災害廃棄物処理計画の策定 【p122】
長生郡市災害廃棄物処理計画を策定したことを踏まえ、災害時には災害廃棄物処理実行計画を策定し、進歩管理を適切に災害廃棄物の処理を実施することを明記した。

(4) 令和元年台風災害の教訓

- ① 大規模停電対策の追加 【p 243～245】
暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策など令和元年の房総半島台風等の対策事例を踏まえ、大規模停電対策計画を新設した。